

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例

平成19年12月25日
条例第61号

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例をここに公布する。

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、里地里山の保全、再生及び活用について、基本理念を定め、並びに県、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、里地里山の保全、再生及び活用を促進するために必要な事項を定めることにより、里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、もって県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 里地里山 現に管理若しくは利用され、又はかつてされていた農地、水路、ため池、二次林（その土地本来の自然植生ではない人為的に成立した雑木林、竹林等をいう。）その他これらに類する土地（以下「農林地等」という。）の全部又は一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている地域をいう。
- (2) 土地所有者等 里地里山の農林地等の所有者又は当該農林地等について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者をいう。
- (3) 里地里山の多面的機能 良好的な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養、レクリエーションの場の提供等の里地里山の有する多面にわたる機能をいう。

(基本理念)

第3条 里地里山の保全、再生及び活用（以下「保全等」という。）は、里地里山がその地域の地形、気候その他の固有の自然条件の下に人々が生活を営む中で形成されるものであるという特質を有することにかんがみ、土地所有者等及び地域住民を主体とすべきことを旨として行われなければならない。

2 里地里山の保全等は、里地里山の多面的機能の恵沢を多くの県民が享受していることいかんがみ、土地所有者等、県民、県、市町村等が相互に連携し、及び協働すべきことを旨として行われなければならない。

3 里地里山の保全等は、地域の農林業の営みを尊重しつつ、里地里山の多面的機能を発揮させ、その恵沢を県民が将来にわたって享受できるよう、継続的に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める里地里山の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、里地里山の保全等の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、里地里山の保全等に関する県民の理解を深め、県民の里地里山の保全等の活動への積極的な参加を促進するために、広報その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、里地里山の保全等の促進に関する施策の推進に関し、市町村との連携を図るとともに、市町村が行う里地里山の保全等に関する施策との調整に努めるものとする。

4 県は、市町村が行う里地里山の保全等に関する施策の推進に関し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能の重要性についての認識を深め、里地里山の保全等が図られるよう努めるとともに、県が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能に関する理解を深めるとともに、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 里地里山の保全等の活動に積極的に参加するとともに、当該活動がその居住する地域に係るものであるときは、主体的に取り組むこと。
- (2) 里地里山の保全等に当たっては、土地所有者等及び地域住民による地域の特性を生かした主体的な取組を尊重しつつ、これらの者と連携し、及び協力すること。
- (3) 県が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力すること。

(指針の策定)

第7条 知事は、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、里地里山の保全等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 里地里山の保全等の促進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、社会経済情勢の変化及び里地里山を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、定期的に指針を検証し、必要に応じ指針の変更を行わなければならない。

4 知事は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(里地里山保全等地域の選定等)

第8条 知事は、土地所有者等及び地域住民の主体的な活動により里地里山の保全等が図られる認められる地域を、当該地域を管轄する市町村長からの申出により、里地里山保全等地域として選定することができる。

2 知事は、前項の規定によるほか、特に必要があると認めるときは、申出によらずに里地里山保全等地域を選定することができる。この場合においては、知事は、あらかじめ、当該選定をしようとする地域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、前2項の規定により里地里山保全等地域を選定したときは、遅滞なく、当該里地里山保全等地域を管轄する市町村長にその旨を通知するとともに、その旨並びにその名称及び区域を公表するものとする。

4 前3項の規定は、里地里山保全等地域の選定の解除及びその地域の変更について準用する。

(里地里山活動協定の認定)

第9条 前条第1項又は第2項の規定により選定された里地里山保全等地域の農林地等において、里地里山の保全等の活動を行おうとする活動団体及び当該活動が行われる農林地等の土地所有者等は、次に掲げる事項を定めた協定（以下「里地里山活動協定」という。）を締結し、当該里地里山活動協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。

- (1) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域及び面積
- (2) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の利用に関する事項
- (3) 活動団体が行う里地里山の保全等の活動の内容
- (4) 里地里山活動協定に違反した場合の措置
- (5) 里地里山活動協定の有効期間

(6) その他必要な事項

2 前項の「活動団体」とは、次の各号のいずれにも該当する団体をいう。

(1) 里地里山の保全等の活動の対象となる農林地等の土地所有者等又は地域住民が主たる構成員となっている団体

(2) 里地里山の保全等の活動が適切に行われるために必要な体制の整備その他の規則で定める要件に適合する団体

3 第1項の認定を受けようとする活動団体及び土地所有者等は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当するときは、第1項の認定をするものとする。

(1) 里地里山活動協定の内容が、この条例及び関係法令に違反するものでないこと。

(2) 里地里山活動協定の内容が、その対象となる農林地等の利用を不当に制限するものでないこと。

(3) 里地里山活動協定の内容が、その対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域における里地里山の保全等に資すると認められるものであること。

(4) 里地里山活動協定に係る里地里山の保全等の活動が継続的に行われると認められるものであること。

5 知事は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に係る里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。

6 知事は、第1項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る活動団体及び土地所有者等にその旨を通知しなければならない。

(認定里地里山活動協定の変更)

第10条 前条第1項による認定を受けた里地里山活動協定（以下「認定里地里山活動協定」という。）に係る活動団体及び土地所有者等は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。

2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

(認定里地里山活動協定の廃止)

第11条 認定里地里山活動協定（認定里地里山活動協定の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る活動団体又は土地所有者等は、当該認定里地里山活動協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定里地里山活動協定の認定の取消し)

第12条 知事は、認定里地里山活動協定に係る活動団体が第9条第2項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又は認定里地里山活動協定が同条第4項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

2 第9条第6項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(認定里地里山活動協定に係る活動に対する支援)

第13条 県は、認定里地里山活動協定に係る活動団体に対し、当該認定里地里山活動協定に基づく活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(報告又は資料の提出)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定里地里山活動協定に係る活動団体又は土地所有者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。